



# 温故知新



## 年末に向け慌しい時期こそ、 現場の安全の盲点を知る

### ◆現場内を歩いて移動中に死亡災害が多発している

現場では作業中だけでなく、歩行中でも死亡災害が多発しています。

### ◆資材置場で死亡事故が多発している

事例を見ると、

- ①バックホウ等の重機の転倒
- ②仮積み資材上からの墜落
- ③地面に散在している資材につまずき腹部強打
- ④荷下ろし作業時の積載型移動式クレーン(ユニック車)の転倒
- ⑤電動丸ノコとの接触等



様々な種類の死亡災害が発生しています。

### ◆安全の基本は「足場と通路の確保」そして「4S」

その現場に応じた対策をいろいろ考えなければなりませんが、基本は、働く人の足元をしっかりと整えることです。

“作業をするための足場、移動通路を整える。そして必ずそれを使用させる”

“それに加え、現場の4S「整理」「整頓」「清掃」「清潔」をしっかりと行っていく”  
このことを肝に銘じなければなりません。

#### 【今号の主な内容】

- P① 年末の向けての注意
- P② 作業員の遵守義務
- P③ “
- P④ ことわざ



発行

野田工業 株式会社  
東京都中央区銀座6-6-19  
TEL : 03-3572-1866  
FAX : 03-3575-0420

# 作業員の遵守義務

いま一度、慣れた心に喝入れて ルールを守り安全作業に徹しよう

作業員の中には、労働災害を起こしても「責任は事業者や元請にある」と思ってる人がいます。現場の安全は一人ひとりが主役です。

建設現場には、“危険の芽”が数多く潜んでおります。それらは、作業員自身の注意によらなければ労働災害を防止することはできません。労働災害を防止するためには、作業員1人ひとりがルールをしっかりと守ることが重要となります。

## 1 安全状態を保つ義務

- ・作業員は積極的に安全な状態や環境を保持し、維持するという義務を負っている。  
例)・すべての安全装置及び覆い、囲いなどを取り外したり、または機能を失わせてはならない。

## 2 安全装置を講じる義務

- ・作業員は、自己及び同僚の安全衛生を確保し、災害を防止するために一定の措置を講じなければならないという「安全措置を講じる義務」を負っている。

## 3 事前の安全確認義務

- ・作業員は、作業を始める前に、あらかじめ作業個所や作業環境の安全を確認する「事前の安全確認義務」を負っている。  
⇒危険予知活動(KY活動、一人KY)

## 4 安全作業義務

- ・作業員は作業を行うに当たり、作業方法や作業手順を守って作業しなければならないことは基本的な義務である。安全作業義務に反した場合、被災した作業員自身の責任として相当な過失相殺が行われている。

## 5 作業中の自己安全確保義務

- ・作業員は、作業状況や作業環境の変化に対応して作業中においても、自身の安全を確保し、作業を行う義務を負っている。特に工事が輻輳して行われる場合や一人作業では重要になってくる。

## 6 合図励行の義務

- ・運転者と作業員は誘導者等の誘導に従う義務があり、誘導者がいない場合には互いに合図を行う義務がある。  
また、合図者や誘導者にも、自らの安全を確保する義務を負っている。



## 7 安全施設の使用義務

・作業員は、元請等の設置した各種の安全施設や設備を使用する義務を負っている。安衛法では、これらの安全施設や設備などの使用義務を労働者に罰則付き(50万円以下の罰金)で課しているのである。

## 8 安全用具・器具・機材等の使用義務

・作業員の遵守義務として重要なものに安全用具等の使用義務がある。労働者は使用者の備えた所定の安全用具や工具、器具、機材等を用いて作業を行わなければならないという義務である。

## 9 保護具の着用・使用の義務

・遵守義務の中で最も重要なのが、保護具の着用・使用義務だ。身体の安全と健康を保護するために、使用者の備えた所定の保護具を着用・使用して作業をしなければならない。

## 10 危険行動の禁止義務

・作業員は、作業上の利便性や面倒臭いなどの理由から、ルールを無視して近道行為や省略行動など、時として予期せぬ危険行動をとりがちだ。作業員は危険行動の禁止義務が課せられているのである。

## 11 立ち入り禁止義務

・作業員には立入禁止義務があり、事業者の注意に反して、あるいは危ないと知りながら、つり荷の下などの危険個所に立ち入り被災した場合には、過失相殺の割合は大きくなる。

## 12 無免許・無資格就労の禁止義務

・建設機械や移動式クレーンの運転に当たっては、無免許運転には厳重に禁止されている。また、玉掛け、アーク溶接、酸素欠乏危険作業なども無資格で行うことはあってはならない。

## 13 建設機械運転者の自己安全義務

・各種機械等の運転者は、運転操作に当たっては細心の注意を払い、事故を起こさないように慎重かつ冷静に安全運転に努める義務がある。

1人の作業員がルールを守らなかったために労働災害が起きれば、会社や現場は法的な責任を問われ、工事ができなくなり、会社経営に膨大な損害を被ります。

法律や現場が決めたルールを守り、元請の指事に従って安全作業に努めましょう！



## ことわざ・格言にならう安全衛生訓

### ●猿の尻笑い●

・他人の不安全な行動を戒めに



「猿の尻笑い」とは、猿が自分の尻が赤いことには気がつかないで、ほかの猿の赤い尻を見て笑っている。つまり、自分の短所や欠点に気づかず、他人の短所や欠点を非難したり嘲笑する愚かさをいいます。

「目くそ鼻くそを笑う」、「障子の破れ目から隣の障子の破れ目を笑う」など、自分のほうの欠点には気がつかず、他人の欠点を笑い、ばかにしていることをいいます。つまり、自分自身にも欠点があるのだから、他人のことをとやかく非難するな、という戒めの言葉です。

このことわざから、私たちは職場で、仲間の不安全な行動などの欠点を目についたら、それを反面教師として、自分自身が不安全な行為をしないようにしなければなりませんが、職場では、自分自身を戒めるだけではなく、仲間の安全や健康を確保するために、当人が気づかない欠点や不安全な行動などに対して、すすんで忠告してあげるべきなのではないでしょうか。

### 【忘年会のお知らせ】



★日時 平成28年11月26日(土)

★時間 18時30分～

★会費 1人 3000円

★会場 語らい処「坐・和民」銀座土橋店  
東京都港区新橋1-3-10 1階

TEL 050-5522-4079

新橋駅 銀座口/日比谷口 徒歩2分

